# 議案第140号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年松阪市条例第30号)の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 4 日 提出

# 松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 第1条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年松阪市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の 162.5」と、「」に、「100分の 162.5」を「100分の 167.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

# 別表第1(第7条関係)

### 特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	373, 000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607, 000
6	709, 000
7	829, 000

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2(第9条関係)

# 任期付職員給料表

級	給料月額	(円)
1		187, 300
2		214, 800
3		254, 800
4		274, 200
5		289, 300
6		314, 700
7		356, 400
8		389, 500

第2条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第18条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年 4月1日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から 適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与(松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成26年松阪市条例第38号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。